令和7月3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名		多賀町
(市町村コード)		(254436)
地域名		木曽
(地域内農業集落名)		(木曽)
力学の は用た取り		令和7年2月27日
協議の結果を取りまとめた年月日		(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

現状:水稲は個人農家8人(30代~80代、うち70歳以上が60%)と法人1経営体で生産、そば、麦、大豆は(農) グリーンファーム木曽で生産している。耕作放棄地の農用地はない。

課題:ブロックローテーションにより生産を行っており、また(農)グリーンファーム木曽は転作作物の生産しか行わない事から農地の集約化は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の所得向上のための作物の栽培・形態について取組む。

- 有機農業の導入
- 野菜等の取組面積の維持
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		9.46 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.46 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

木曽における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項							
	(1)農用地の集積、集約化の方針							
	継続して集落で話し合いを行い、農地の集積・集約化の取り組みを進める。							
	(2)農地中間管理機構の活用方針							
	今後離農者等の希望があれば活用する。							
	(3)基盤整備事業への取組方針							
	整備田は現状維持							
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針							
	集約化を進めるが、将来の担い手として小規模農家の育成に取り組む。							
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針							
	効率化が期待できる作業は随時委託していきたい。							
	防除作業は継続してJA東びわこへ委託							
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)							
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 ☑ ⑤果樹等							
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他							
	【選択した上記の取組方針】							
	①獣害侵入防止施設の点検保全管理に努める。							
	②環境こだわり米の作付けに引き続き取り組む。							
	③自動操舵田植え機の購入							
	⑤果樹の栽培に継続して取り組む。							
	⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。 ⑧担い手の利用状況などを考慮のうえ、出荷・調製施設を整備し集約化を進めたい。							
	○近い子の利用状況などと考慮のプル、田内 嗣表他改と正備し未利しと延めたい。 							